「松島三丁目地区防災街区整備地区計画」計画書

≪計画決定 H17. 7.21 江戸川区告示 251 号≫ ≪計画変更 H22. 2. 4 江戸川区告示 27 号≫ ≪計画変更 H28. 8. 1 江戸川区告示 482 号≫ ≪計画変更 R 2. 9.18 江戸川区告示 660 号≫

名	称	松島三丁目地区防災街区整備地区計画								
位	置 ※	江戸川区松島二丁目及び松島三丁目各地内								
面	積 ※	約25.6ha								
地区	計画の目標	木造住宅が密集して防災上の改善が必要な防災再開発促進地区に指定されている当地区において、公共施設の整備と建築物の不燃化により、密集市街地における防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることにより居住環境を保全する。同時に街の緑化と景観形成の推進により、緑豊かな魅力のある良好な市街地環境を創出する。								
区域の整備・開発及び保全に関する方	土地利用の方針	当地区の特性に応じた良好な市街地を形成するため、次の6街区に区分し当地区の土地利用の方針を次のとおりとする。 1 住居系複合街区A 建築物の不燃化等により防災性を高め、戸建て住宅と共同住宅等が調和した中層住宅地の形成を図るとともに、身近な店舗等が共存する市街地の形成を図る。 2 住居系複合街区B 建築物の不燃化等により防災性を高め、戸建て住宅を中心にした中低層住宅地の形成を図るとともに、身近な店舗等が共存する市街地の形成を図る。 3 住居系複合街区C 建築物の不燃化等により防災性を高め、戸建て住宅と身近な店舗や住環境に配慮した作業所等が共存する中低層の市街地の形成を図る。 4 松島通り街区 建築物の不燃化等により防災性を高め、地域住民の日常生活を支える商店街としての環境の保全と中層の市街地の形成を図る。 5 駅間辺商業街区 ルミエール商店街と一体とした賑わいのある商業・業務系施設が集積された中高層の市街地の形成を図る。 6 平和橋通り街区 交通利便性を活かした住宅・店舗・事務所等の集積を図り、適正な土地の高度利用と延焼遮断帯の形成を図る。								
	地区防災施 設及び地区 施設の整備 の方針	災害時の延焼拡大の抑止、緊急車両の進入や避難路を確保するために、約250m間隔に幅員6m以上の道路を地区防災施設として 位置付けて整備を図る。 地区施設については、生活道路を区画道路として位置付け、4m未満の道路は4mに拡幅整備する。また、地区内の公園については 拡充に努める。								

	. — > 1	E iの方	~	2 良好な 3 敷地の 4 良好な 5 良好な 6 潤いの	法居住環境の保全を お市景観を創出す	と図るため、 こな密集を防 と図るため、 こるため、建	各街区に相 近上し良好な 建築物等の 建築物等の形	応しい建築 居住環境の 高さの最高 態又は色彩	物等の用途の制 保全を図るため 限度を定める。 その他の意匠の	限を定める。 、建築物の敷 制限を定める	。 地面積の最低限度を 。	·定める。 ·するため、垣又はさく	^					
		種	類	í	名 称	幅	員	延	長	面	積	備考						
	地	224	пЬ	地区防	5災施設1号※	8~1	.0m	約4	3 0 m	約3,	9 4 0 m²	一部拡幅						
	区防	坦	直 路 :	旦 路	1 路		路	. 路	地区防	5災施設2号※	81	n	約4	2 0 m	約3,	3 6 0 m²	既存	
	区防災施設			地区防	5災施設3号※	8r	n	約3	3 0 m	約2,	6 4 0 m²	既 存						
	設の			地区防	5災施設4号	6~7	.1m	約2	6 0 m	約1,	5 7 0 m²	一部拡幅						
防	区域			地区防	5災施設5号	6~7	.3m	約1	4 0 m	約	8 7 0 m²	既 存						
災				地区防	5災施設6号	6	m	約1	3 0 m	約	7 8 0 m²	既存						
街区									計	約 1.	. 3 ha							
整備		種	類		名 称				面積		1	備 考						
地		公	園	地区公園	11号 松島三丁目	日公園		糸	1,830 m	2 l	Ę	既 存						
区整	地 区				A [28]	地区公園	12号 ひかり児童	重遊園			約 530㎡		Ę	既 存				
備	施施						地区公園	3号 松島三丁目	月児童遊園			約 280㎡		ţ	曽 設			
計画	設の					地区公園	14号 松島三丁目	第二児童遊	菌		約 230 m ²		Ę	既 存				
	配			地区公園	35号 松島もみし	じひろば			約 310 m ²		3	新 設						
	置及			地区公園	16号 松島くろ	そつひろば			約 210 m²		3	新 設						
	び			地区公園	17号 松島ふじて	Nろば	<u> </u>		約 310㎡		7	新 設						
	規模		種	類	名称	;	幅	員	延	長	1	備 考						
		20) (th o	公共空地	緑道1	를.	5. 2	m	約 2	1 0 m	Ę	既 存						
		-C 0,	ノTUVノ	五六至地	緑道2-		4	m	約 1	5 0 m	Ę	既 存						

種	類	名 称	幅員	延 長	備考	名 称	幅員	延 長	備考
道	路	区画道路1号※	8 m	約 70 m	既存	区画道路28号	4 m	約 65m	既存
~	РП	区画道路2号	7.2 m	約 90m	既存	区画道路29号	4 m	約 80m	既存
		区画道路3号	6.3 m	約 90m	既存	区画道路30号	4 m	約220m	既存
		区画道路 4 号	6.3 m	約110m	既存	区画道路31号	4 m	約120m	既存
		区画道路 5 号	5 m	約160m	既存	区画道路32号	4 m	約 90m	拡幅
		区画道路 6 号	5. 4 m	約 70m	既存	区画道路33号	4 m	約120m	拡幅
		区画道路7号	7.2 m	約 30 m	既存	区画道路34号	4 m	約 55m	既存
		区画道路8号	6 m	約260m	既存	区画道路35号	4 m	約 35m	拡幅
		区画道路9号	6 m	約 90m	既存	区画道路36号	4 m	約 30m	拡幅
		区画道路10号	6 m	約190m	既存	区画道路37号	4 m	約 80m	拡幅
		区画道路11号	6 m	約 80m	既存	区画道路38号	4 m	約 70 m	拡幅
		区画道路12号	6 m	約 70 m	既存	区画道路39号	4 m	約 70 m	拡幅
		区画道路13号	6 m	約170m	既存	区画道路40号	4 m	約 70 m	拡幅
		区画道路14号	4 m	約 65m	既存	区画道路41号	4 m	約 75 m	拡幅
		区画道路15号	4 m	約 70 m	既存	区画道路42号	4 m	約 70 m	拡幅
		区画道路16号	4 m	約 80 m	既存	区画道路43号	4 m	約120m	拡幅
		区画道路17号	4 m	約105m	既存	区画道路44号	4 m	約 35m	拡幅
		区画道路18号	4 m	約 80 m	既存	区画道路45号	4 m	約 60 m	拡幅
		区画道路19号	4 m	約270m	既存	区画道路46号	4 m	約 30 m	拡幅
		区画道路20号	4 m	約180m	既存	区画道路47号	4 m	約 50 m	既存
		区画道路21号	4.5m	約170m	既存	区画道路48号	4 m	約 60 m	拡幅
		区画道路22号	4 m	約 65 m	既存	区画道路49号	4 m	約 90 m	拡幅
		区画道路23号	4 m	約 60 m	既存	区画道路50号	4 m	約 90m	拡幅
		区画道路24号	4 m	約 65m	既存	区画道路51号	4 m	約 40 m	拡幅
		区画道路25号	4 m	約 40 m	既存	区画道路52号	4 m	約 40 m	拡幅
		区画道路26号	4 m	約 30m	既存	区画道路53号	4 m	約 35m	拡幅
		区画道路27号	4 m	約 30 m	既存	区画道路54号	4 m	約 45 m	既存

地区の	名称	住居系複合街区A	住居系複合街区B	住居系複合街区C	松島通り街区	駅周辺商業街区	平和橋通り街区
区分	面積	約 12.1ha	約 5.1ha	約 1.8ha	約 0.9ha	約 2.5ha	約 1.9ha
建築物等に関する事	建築物の構造に関する防火上の制限	床子の6条136条 第136条 の条136条 の条136 の条 の条 の条 の条 の条 の条 の条 の の の の 条 り る り る り る り る り る り る り の 、 り る り の 、 り る り の 、 り る り の 、 り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方でである。 一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一		行令(以下令という)第一个(以下のかけのでは、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながって、大きながった。ので、大きながった。ので、大きながった。ので、大きながった。ので、大きながった。ので、大きながった。ので、大きながった。ので、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが		
項	建築物等の用途の制限 ※		建築してはならない。				
	3 11112	(1) ホテル、旅館で	青少年の健全な育成を	を損ない、周辺環境と	の調和を逸したもの 		
		する部分の床面程 (3) 事務所の用途に を超えるもの (4) 物品販売業を営	責の合計が1,500 供する部分の床面積の む店舗でその用途にも を超え、かつ営業時間	の合計が1,500㎡	(2) デートクラブ	(2) デートクラブ(3) ヌードスタジスリップ劇場(4) テレホンクラフ	ナ、のぞき劇場、スト

		建築物の敷地面 積の最低限度	·	どし、従前の敷地がこれを下回る場合で、 る場合においては当該敷地面積を最低限度	-	_					
防災街区整備地区	建築物等に関する	建築物等の高さの最高限度	(1) 16mとする。 ただし、敷地面積 が300㎡以上 で、その敷地内に 日常一般に公開さ れた空地(敷地面 積の10分の2以 上)を有するもの については19m とする。	(1) 16mとする。	(1) 16mとする。 ただし、敷地面積 が300㎡以上 で、その敷地内に 日常一般に公開 された空地(敷地 面積の10分の 2以上)を有する ものについる 19mとする。	(1) 3 1 mとする。	(1) 3 1 mとする。 ただし、敷地面 積が300㎡以上が300m以上で日が300m 上で日本の一般地内に 公開地面積上の10分するもの2は37m とする。				
整備計	事項		(2) 建築基準法第5	9条の2第1項(総合設計)の規定は適用	合設計) の規定に	5 9条の2第1項(総 基づき許可を受けた には、(1)は適用しな					
画			(3) 最高限度を超える既存建築物の建て替えについては、既存建築物の高さを超えない範囲内とする。								
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び工作物等の色彩は、原色や蛍光色など刺激的なものは避け、周辺環境と調和したものとする。								
		垣又はさくの構 造の制限	道路に面する部分に	こ垣又はさくを設ける場合は、生垣又はネ	ットフェンス等に緑化	 としたものとする。					

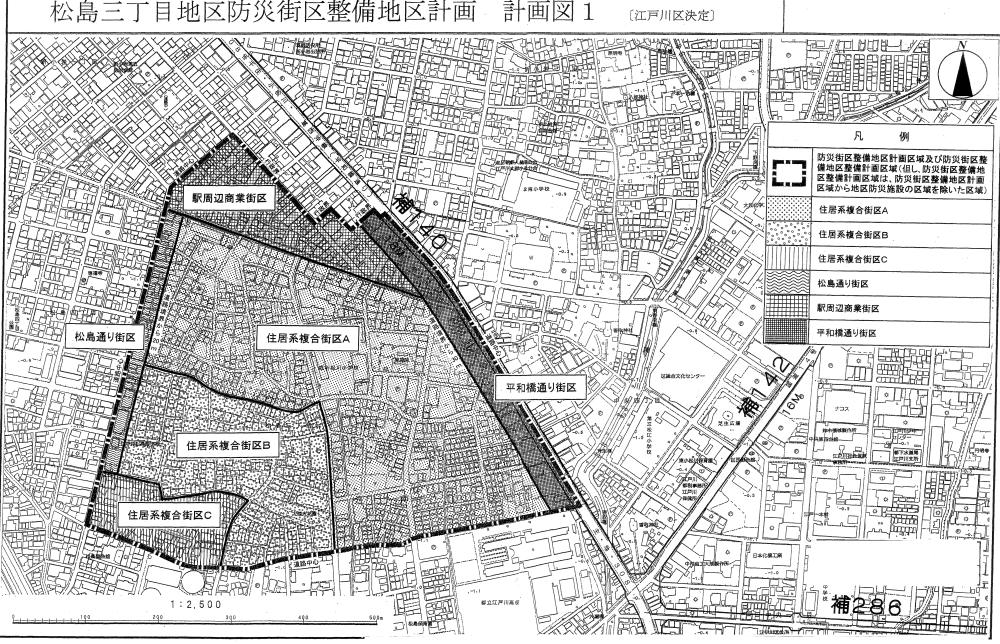
4	名 称 松島三丁目地区防災街区整備地区計画												
位	左	置	江戸川区松島二	丁目及び松島三	三丁目各地内								
	i i	積	約25.6ha										
	事	項			旧				新		摘要		
	地区の区分	名称	住居系複合街区A	住居系複合街区B	住居系複合街区C	松島通り街区	住居系複合街区A	住居系複合街区B	住居系複合街区C	松島通り街区	建築基準法 の改正に伴 う変更		
防災街区整備地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の構造に防火上の制限	耐火建築物と 築物又は建築 的基準にずれが ① 延軒裏が の ② 卸料 同等の 3 高い れたもの 3 れたもの れたもの れたもの	とし、その他の類 基準法施行令質 計する建築物とし かに該当するものが50㎡以内の 火構造のも の上屋又は機械 の上屋又は機械 れた災の発生の に火災の発生の	in 500㎡を起 in 500㎡を起 in 500㎡を表 in 500㎡を表	整物、準耐火建 に規定する技術 ない。ただし、 ではない。 築物で、外壁及 要構造部が不然ら の構造ではする	耐火建築物が 開口の2第一条 もの2第一条 ものできませる。 基本できまれた。 はは一般のできまれた。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは一般のできませる。 はは、一般のできます。 はは、一般のできます。 はは、一般のできます。 はは、一般のできます。 はは、一般のできます。 はは、一般のできます。 と、一般のできます。 と、一般ので。 と、 と、一般ので。 と、 と、一般ので。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	又は壁、柱、床子が建築基準法施行 子子若しくはログ 楽基準法(以下浴 英基準法(以下浴 交通大臣が定を受び 物、壁開口を受び 物、壁開口若しの 第二号するもので 大臣が定めた構造 の認定を受けた。 は好で、高さ二次 の等を除く。)に	情が500㎡を起 その他の建築物の 子令(以下令とい 子令(以下令とい 子をいう)法という) 法とは一名 大きなは一名 大きなは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	の部分及び外壁 いう)第136 基準に適合する 上一条の規定に いるもの建築物 まその他の建築 をの2第一号イ をの2第一号イ をの2第二号に基づ をの規定に基づ をの2第二とは国 はない。た はない。な はない。な はない。な はない。な はない。な は、これには は、これに は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			

- (2) 建築基準法(以下法という)第三条第二項の規定により(1) の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、外壁及 び軒裏が防火構造のものに限る。)を増築し、又は改築する 場合においては、次に掲げるもの以外のものについては(1)を適用する。
 - ① 増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は 改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合において は、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計)が、 50㎡を超えないこと
 - ② 増築及び改築後における階数が二以下であること
 - ③ 増築及び改築に係る部分の外壁及び軒裏が、防火構造であること
- (3) 同法第三条第二項の規定により(1)の適用を受けない建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては(1)は適用しない。

- (2) 法第三条第二項の規定により(1)の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)を増築し、又は改築する場合においては、次に掲げるもの以外のものについては(1)を適用する。
 - ① 増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は 改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合におい ては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計) が、50㎡を超えないこと
- ② 増築及び改築後における階数が二以下であること
- ③ 増築及び改築に係る部分の外壁及び軒裏が、防火構造であること
- (3) <u>法</u>第三条第二項の規定により(1)の適用を受けない建築物の大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合においては(1)は適用しない。

東京都市計画防災街区整備地区計画松島三丁目地区防災街区整備地区計画

〔江戸川区決定〕



東京都市計画防災街区整備地区計画松島三丁目地区防災街区整備地区計画 計画図2 [江戸川区決定] 例 防災街区整備地区計画区域及び防災街区整 備地区整備計画区域(但し、防災街区整備地 区整備計画区域は、防災街区整備地区計画 区域から地区防災施設の区域を除いた区域) 大和伊到 地区防災施設 (幅員8m以上) 地区公園2号 地区防災施設 ひかり児童遊園 区画道路(幅員8m以上) (□内は区画道路名称を示す) 区画道路 (□内は区画道路名称を示す) 地区公園 緑道 区総合文化センター ₽ Ø TELEFA 都下水道局 Eleventrial de la companya de la com 地区公園1号 .-0.9 © -0. 1:2,500 都立江戸川高校